

改正

平成28年12月12日条例第56号

令和4年12月23日条例第28号

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止、公共施設の適切な管理及び安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、防犯カメラの設置及び運用について必要な事項を定め、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的（公共施設の適切な管理を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として市長若しくは教育委員会が公共施設に設置する常設の防犯カメラ又は市長、教育委員会若しくは地域団体が公共の場を撮影するために設置する常設の防犯カメラで映像表示装置、録画装置その他必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (2) 公共施設 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に掲げる施設その他市長又は教育委員会が管理するすべての施設をいう。
- (3) 公共の場 道路、公園等不特定多数の者が往来する場所をいう。
- (4) 地域団体 防犯カメラを設置する団体で、次のいずれかに掲げる地域の住民等で構成するものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - イ 法第260条の2第1項に規定する地縁による団体
 - ウ ア及びイに準ずる団体
- (5) 市民 自己の映像を収録された者をいう。

(権利保護)

第3条 防犯カメラを設置しようとする市長、教育委員会及び地域団体（以下これらを「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯カメラの設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、市民の基本的な人権を擁護しなければならない。

2 市長又は教育委員会は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、特に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

（管理運用基準及び委員会）

第4条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラについて適切な管理及び運用を図るため、規則で定めるところにより、防犯カメラの管理及び運用に必要な基準（以下「管理運用基準」という。）を定めなければならない。

2 地域団体は、管理運用基準を遵守するため、規則で定めるところにより、運用委員会等（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

（届出）

第5条 防犯カメラ設置者は、管理運用基準を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。

2 地域団体は、委員会を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。

（管理責任者の設置）

第6条 防犯カメラ設置者は、規則で定めるところにより、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

（管理責任者の責務）

第7条 管理責任者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する業務を委託する場合には、この条例に規定する責務を当該受託者に遵守させなければならない。

3 管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「管理責任者等」という。）は、映像から知り得た市民の情報を漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第8条 管理責任者は、防犯カメラを設置するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）市民の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲とすること。

（2）規則で定めるところにより、防犯カメラ撮影対象区域内の見やすい場所に管理責任者の設置団体名及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(3) 映像表示装置、録画装置等の保管場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、映像の外部漏えい等を防止すること。

(映像データの保管方法)

第9条 管理責任者は、記録媒体等に記録した映像データ（以下「映像データ」という。）を保管する場合には、映像データを施錠のできる保管庫等に保管するなど、不正使用、盗難、散逸等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、映像データの保管期間を定めるとともに、保管期間が経過した後は、速やかに映像データを消去しなければならない。

(映像データの情報提供の制限)

第10条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに係る情報を他に提供してはならない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令及び条例に定めがある場合

(3) 市民の生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(開示請求)

第11条 管理責任者は、本人から映像データについての開示請求があったときは、個人情報保護法及び管理運用基準の定めるところにより、可否を決定しなければならない。

(苦情処理)

第12条 管理責任者は、市民から防犯カメラの設置等について、苦情の申立てを受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

2 市民は、管理責任者が前項の規定による防犯カメラの設置等の苦情の申立てについて適切な措置を講じなかったときは、市長に苦情を申し立てることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の規定は、施行日以後に設置する防犯カメラについて適用する。

3 この条例の施行の際、現にこの条例に規定する防犯カメラを設置しているものは、前項の規定

にかかわらず、第5条の規定による届出を行わなければならない。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは「施行日から起算して3月以内に」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年12月12日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第28号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。